

堤防除草機械の貸出について

貸出
無料

河川愛護会・みやぎスマイルリバー認定団体が実施する河川堤防の除草作業への支援として、平成30年度から宮城県の各土木事務所(地域事務所)が所有する除草機械を試行的に1週間単位で無料貸出を行います。

1. 雑草刈機

平場・法面

不整地・傾斜地に強い大型機械



2. 法肩草刈機械

平場・法肩

刈取部の角度が自在に調整可能



3. 斜面草刈機械

法面

ハンドルが自在に上下左右に動かせる



利用者

貸出申込書 提出

①貸出申込書(事務所へ)

1週間 ③除草機械確認表(事務所へ)

除草機械 運搬



除草作業 実施



除草機械 運搬

各土木事務所(地域事務所)

除草機械 貸出

②貸出承諾書(申請者へ)

※除草機械は、各土木事務所(地域事務所)に3種類、準備する予定です。
※除草機械は今後購入予定で、写真の機械はあくまでイメージになります。

除草機械 受取

④除草機械確認表(申請者へ)

貸出条件

- (1) 除草機械の貸出は、宮城県が管理する河川区域内において除草作業をされる方に限ります。
- (2) 貸出は、作業中の事故に対して保険の提供ができる河川愛護会・スマイルリバー認定団体に限定します。
- (3) 貸出にあたっては、「除草機械貸出申込書」を提出していただきます。
- (4) 除草機械は満タンで貸出をしますが、運搬費や満タン以上の燃料費は利用者負担とします。
- (5) 窓口は各土木事務所(地域事務所)とし、1週間単位で無料で貸出をします(受付:平日8:30~17:15)。

宮城県 土木部 河川課 河川整備班

TEL:022-211-3174 E-mail:Kasen-ka@pref.miyagi.lg.jp

【受付窓口】大河原土木事務所、仙台土木事務所、北部土木事務所、北部土木事務所栗原地域事務所、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、気仙沼土木事務所